

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する

政令案要綱

第一 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令の一部改正

一 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直しに係る措置

1 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき規制を行う必要が無いものを環境省令で定めるものとする。 (第二条第一項関係)

2 環境大臣は、前1の省令の制定時には、経済産業大臣に協議するものとする。 (第二条第二項関係)

二 事業者の認定

1 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定の有効期間を五年とすること。

(第五条及び第九関係)

2 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年第百八号。以下「法」という。)の認定等をしたときは、再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者

の認定証を交付しなければならないものとする。

(第六条及び第十条関係)

3 再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者は、認定証の再交付を受けることができるものとする。

(第七条及び第十一条関係)

4 再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者は、法の認定等を取り消された場合等において認定証を返納しなければならないこと。

(第八条及び第十二条関係)

三 再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者の認定等に係る手数料を規定すること。

(第十五条及び別表第四関係)

第二 行政不服審査法施行令の一部改正

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十二号)による法の条番号の変更に伴い、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)の所要の規定の整理を行うこと。

(第十五条第二項第四十号関係)

第三 附則

この政令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行することとする。 （附則関係）